

(仮称) 西東京市特定個人情報保護条例の概要について

1 制定の趣旨

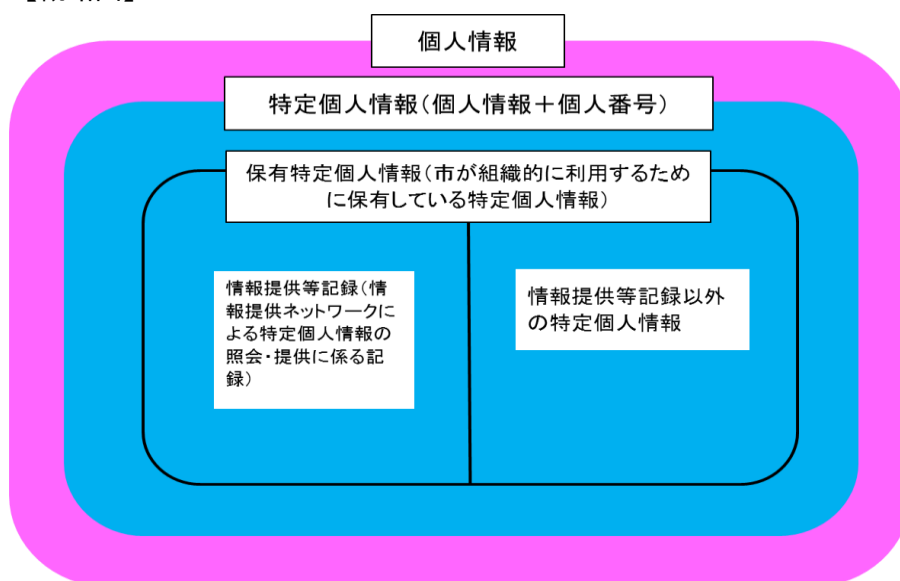
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。）の施行により、平成 27 年 10 月からマイナンバー制度が導入されます。

番号法では、地方自治体が保有する特定個人情報の取扱い、開示請求等に関し、必要な措置を講ずることとされていることから、市が平成 27 年 10 月から保有することとなる特定個人情報の適正な取扱いの確保及びその開示等の手続について、新たに条例を制定し、規定することとします。

2 条例において使用する用語

- | | |
|--------------|---|
| (1) 実施機関 | 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会 |
| (2) 個人番号 | 番号法第 7 条の規定により市が指定する、住民票コードを変換して得られる 12 桁の番号 |
| (3) 特定個人情報 | 個人番号をその内容に含む個人情報 |
| (4) 保有特定個人情報 | 実施機関の職員が職務上作成・取得し、当該実施機関が組織的に利用するために保有する特定個人情報であって、公文書（電磁的記録等によるものを含む。）に記録されているもの |
| (5) 情報提供等記録 | 情報提供ネットワークによる特定個人情報の照会・提供に係る記録 |

【概略図】



3 条例で規定する主な内容

(仮称) 西東京市特定個人情報保護条例で規定する主な内容は、次のとおりです。

(1) 個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規定

ア 収集及び保管の制限

実施機関は、番号法第 19 条各号の規定に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないこととします。

イ 個人番号の利用範囲

実施機関は、番号法第 9 条各項に規定する利用範囲内に限り、個人番号を利用できることとします。

ウ 目的外利用の制限

①実施機関は、事務の目的を超えて特定個人情報を利用してはならないこととします。

②例外として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」(番号法第 19 条第 13 号) に限り、特定個人情報の目的外利用ができることとします。

③情報提供等記録については、上記②の例外を認めないこととします。

エ 提供の制限

実施機関は、番号法第 19 条各号の規定に該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないこととします。

(2) 保有特定個人情報の開示請求等に関する規定

ア 保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求（以下「開示等請求」といいます。）の手續に関し、規定を設けます。

イ 開示等請求は、本人及びその法定代理人のほか、本人の任意代理人も行うことができることとします。

ウ 保有特定個人情報のうち、情報提供等記録については、開示及び訂正の請求のみを認めることとします。

エ 番号法の規定に違反した特定個人情報の収集、保管、提供等が行われている場合には、保有特定個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止を請求することができることとします。

オ 開示に要する費用については、写しの作成及び送付に要する費用を請求者の負担とし、開示手数料は無償とします。

(3) 個人番号利用事務等の再委託に関する規定

ア 番号法第 10 条の規定に基づき、個人番号利用事務等の再委託(再々委託等を含む。)

については、委託者（市）の承諾があった場合に限り、認めることとします。

イ 上記の規定に基づき再委託を行う場合の、委託者の監督責任について規定します。

(4) 特定個人情報保護評価に関する規定

市が特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有しようとするときは、番号法及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報保護評価（※）を実施することを条例に規定します。

※特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関が個人のプライバシーの権利・利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

4 条例制定及びマイナンバー制度導入のスケジュール

- 平成 27 年 9 月 （仮称）西東京市特定個人情報保護条例を議会に上程
- 平成 27 年 10 月 マイナンバー制度開始（個人番号の附番・通知カードの送付）
（仮称）西東京市特定個人情報保護条例施行
- 平成 28 年 1 月 申告書等への個人番号の記入開始
個人番号カードの発行開始
- 平成 29 年 7 月 地方公共団体間での個人番号を用いた情報連携開始

西東京市個人情報保護条例改正案の概要について

1 改正の趣旨

番号法第 31 条の規定に基づき、特定個人情報については、(仮称)西東京市特定個人情報保護条例を新たに制定し、その取扱い等を規定することを予定していることから、西東京市個人情報保護条例の一部の規定の対象から特定個人情報を除外するほか、規定の整備を行います。

2 改正の主な内容

(1) 特定個人情報の適用除外

特定個人情報に関しては、新たに条例を制定し、その取扱い等について規定することから、西東京市個人情報保護条例の一部の規定(個人情報の取扱い、開示請求等)の対象から、特定個人情報を除くこととします。

(2) 用語の整理

市が保有し、自己情報開示請求等の対象となる個人情報の範囲を明確にするため、「保有個人情報」の定義を新たに設けるほか、規定を整備します。

- ・保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成・取得し、当該実施機関が組織的に利用するために保有する個人情報であって、公文書(電磁的記録等によるものを含む。)に記録されているもの

(3) 個人情報の電子計算組織への記録・オンライン結合を原則可能とします。

現行条例で「原則禁止・例外的に可能」としている個人情報の電子計算組織への記録及びオンライン結合を、十分な安全措置が講じられていることを要件に原則可能とします。

(4) 個人情報処理事務の再委託に関する規定

個人情報処理事務の再委託について、特定個人情報の再委託に関する規定に準じた規定を設けます。

(5) 審議会所掌事項の追加

番号法及び関係法令に規定する特定個人情報保護評価の第三者点検を、個人情報保護審議会の所掌事項に追加します。